

京都大学学生寄宿舍吉田寮業務実施委員会規程

(平成26年2月5日総長裁定制定)

第1条 京都大学に、学生寄宿舍吉田寮業務実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生寄宿舍吉田寮（以下「吉田寮」という。）の施設の維持・管理に関すること。
- (2) 吉田寮に係る学生対応に関すること。
- (3) 吉田寮に係る緊急事態に対する措置に関すること。
- (4) 吉田寮において徴収する寄宿料等に関すること。
- (5) その他吉田寮の管理・運営に関すること。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 総長が指名する理事及び副学長
- (2) 部局長 若干名
- (3) 京都大学学生寄宿舍吉田寮整備委員会委員長及び副委員長
- (4) その他総長が必要と認める者 若干名

2 前項第2号及び第4号の委員は、総長が委嘱する。

3 第1項第2号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、前条第1項各号の委員のうちから総長が指名し、副委員長は、委員のうちから、委員長が指名する。

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成26年2月5日から施行する。

2 この規程の施行後最初に委嘱する第3条第1項第2号及び第4号の委員の任期は、同条第3項本文の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。